

令和2年4月10日

健 診 者 様

医療法人社団さわやか済世

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う健診事業の休止について

平素は当法人の健診事業に格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般新型コロナウイルス感染症対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されたところです。

この緊急事態宣言を踏まえ、厚生労働省より、対象地域における宣言期間中の健康診査等の業務休止にかかる通知が発せられました。

この通知を受け、当法人におきましても下記の通り健診業務につきまして休止させていただきますこととなりました。

事業主並びに健診ご担当者の皆様には大変ご迷惑とご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

### 記

1. 健康診断等休止期間 令和2年4月13日（月）～4月25日（土）
2. 法人休業期間 令和2年4月27日（月）～5月 2日（土）
3. そ の 他 法人の休業期間を除き、健診にかかる予約、お問い合わせ等につきましては通常通り対応させていただきます。

以上